

益子町告示第 148 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項  
の規定により、地域計画を策定し、公告する。

令和 7 年 12 月 12 日

益子町長 広田 茂十郎

令和7年11月受付分 地域計画変更

案件1

大字	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	変更内容	結果
		登記簿	現況			
芦沼	1228-8	畠	畠	231	計画区域からの除外	意見なし

案件2

大字	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	変更内容	結果
		登記簿	現況			
益子	2174-1	田	田	1206	計画区域からの除外	意見なし

案件3

大字	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	変更内容	結果
		登記簿	現況			
益子	2178-2	田	田	1057	計画区域からの除外	意見なし

案件4

大字	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	変更内容	結果
		登記簿	現況			
塙	374-6	畠	畠	276	計画区域からの除外	意見なし

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年11月 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	芦沼地区 (芦沼)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	71.29 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	35.95 ha
② 田の面積	41.70 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	29.59 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.70 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.29 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	30.62 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地11.93ha(うち1号遊休農地10.05ha、2号遊休農地1.88ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当地区の耕作者の平均年齢は69歳と高齢化が進んでいる。また、地域の担い手が不足しており、国道北側の土地改良した農地では一部大沢地区の農業者が入作している。 今後新たな担い手を確保しなければ耕作放棄地が増えるおそれがある。特に、国道南側の日当たりや水はけなどの条件が悪い農地の今後の利用方針について地域で協議する必要がある。
--

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域内の担い手を確保育成するとともに、少ない担い手が効率的に耕作できるよう地権者が集積集約の実現に協力する。特に農地周辺の草刈りについては、地権者と保全会が連携・協力することにより、担い手の負担を軽減するよう取り組んでいきたい。また、地域外からの参入者は積極的に受け入れ、多様な人材にも農地を守ってもらえるよう農地の確保から就農まで地域が支援していく。 条件の悪い農地(土地改良実施圃場を除く)については、計画的に保全管理にすることも視野に入れ地域で話し合いを継続していく。
--

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
農地中間管理機構への貸付を進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標
現状の集積率 19 % 将来の目標とする集積率 23 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
主要な経営体を中心として農地中間管理機構の活用をしながら団地面積の拡大を進める。

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

#### (1)農用地の集積、集団化の取組

計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、農業委員)を集め、集積集約に向けた話し合いを実施する。

#### (2)農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構の活用を積極的に行う。

#### (3)基盤整備事業への取組

地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。

#### (4)多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から多様な担い手を確保したい。

農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。

#### (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害があるため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣被害対策を講じることが必要である。
- ②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。
- ③担い手の規模拡大に伴い、スマート農業化を行い省力化効率化を図りたい。
- ④他地域と連携した農産物の海外輸出に取り組んでいきたい。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による環境保全会が道水路管理を行い、地域全体で農地の環境保全を図っていく。
- ⑧担い手の規模拡大に伴い、水田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。
- ⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稻、飼料用米の作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。
- ⑩大規模な転用、地域の指向性の大きな変更があった場合は協議を行う。年1回は話し合いを実施したい。

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図 上の表示	備考
利用者	FB	水稻	0.69 ha	ha	水稻	0.66 ha	ha	FB	
利用者	M	水稻	2.42 ha	ha	水稻	2.69 ha	ha	M	
認農	C	水稻	1.47 ha	ha	水稻	1.47 ha	ha	C	
利用者	G	水稻	3.04 ha	ha	水稻	3.02 ha	ha	G	
利用者	CA	水稻	0.22 ha	ha	水稻	0.22 ha	ha	CA	
利用者	Y	水稻・野菜	0.04 ha	ha	水稻・野菜	0.04 ha	ha	Y	
利用者	XA	水稻	0.23 ha	ha	水稻	0.23 ha	ha	XA	
利用者	P	水稻	0.34 ha	ha	水稻	0.34 ha	ha	P	
認就	KA	水稻	2.08 ha	ha	水稻	2.27 ha	ha	KA	
利用者	D	水稻	2.57 ha	ha	水稻	2.46 ha	ha	D	
利用者	Q	水稻	0.84 ha	ha	水稻	0.83 ha	ha	Q	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		13.94 ha	0 ha		14.23 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、  
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

### (留意事項)

（留意事項）農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年11月 (第4回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	塙地区 (塙下2、塙下1、塙上2、塙上1)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	140.17 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	68.57 ha
② 田の面積	74.81 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	67.07 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.40 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-39.80 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	60.01 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地17.63ha(うち1号遊休農地16.44ha、2号遊休農地1.19ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、東側の小貝川沿いの土地改良整備済みの農地、地域中心部の農地、西側の住宅の多い地域に分類され、水稻、麦、園芸作物の生産が行われている。 耕作者の平均年齢は69歳であり、高齢化が進んでいる。特に小貝川の土地改良済みの農地については、多くの面積を集積している担い手の高齢化が進んでいるため、後継者の確保が課題となっている。また、当地区西側にあるJAで管理しているいちご団地でも高齢化により離農が進んおり、空きハウスの発生が予想される。 中心部については湿地帯が多いため、耕作放棄地になっている農地も見受けられる。 西側の住宅地が多い地域については、効率的な農地利用が困難な状況である。
---

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

施設園芸については引き続き実施していく。特にいちご団地については、高齢化で離農する農家の情報をJAや行政で共有し、いちごの新規就農希望者にスムーズに引き継げるようになら。
小貝川沿いの農地については、新たな担い手を確保するとともに、効率的に耕作できるよう集積集約を進め、スマート農業技術を導入し省力化を図っていきたい。
中心部の条件不利地については、耕作困難な農地が多いため、将来的には保全管理していきたい。
西側の住宅地の多い地区については、将来的の農地転用が見込まれる農地が多いため、耕作しない方向で進めていきたい。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付を進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	33 %	将来の目標とする集積率	40 %
--------	------	-------------	------

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

主要な経営体を中心として農地中間管理機構の活用をしながら団地面積の拡大を進める。

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、農業委員)を集め、集積集約に向けた話し合いを実施する。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構の活用を積極的に行う。

### (3) 基盤整備事業への取組

地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から多様な担い手を確保したい。

農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

### 【選択した上記の取組内容】

②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。

③主要な経営体の規模拡大に伴い、スマート農業技術を積極的に取り込み、省力化効率化を図りたい。

④他地域と連携した農産物の海外輸出に取り組んでいきたい。

⑤省力樹形やスマート農業技術の導入を検討していきたい。

⑦多面的機能支払交付金事業による環境保全会が道水路管理を行い、地域一体となり農地の環境保全を図っていく。

⑧主要な経営体の規模拡大に伴い、水田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。

⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稻、飼料用米の作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。

⑩大規模な転用、地域の方向性の大きな変更があった場合は協議を行う。年1回は話し合いを実施したい。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2. 「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業

借主側にて、農業用機械等の固定資産を担保として供託するにあたりて、借主側の不測の事態に備えて、代々受け継がれて利用する者を記載する」を記入する。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、  
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。  
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年11月 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	益子町 (09342)
地域名 (地域内農業集落名)	益子地区 (北益子、サヤド、北郷谷、サヤド下組、サヤド1組、サヤド5組、サヤド2組、城内、一の沢、西明寺上、西明寺下、内町下、内町上、田町、新町上、新町下)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	191.45 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	62.64 ha
② 田の面積	103.80 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	87.65 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.00 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	7.05 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	93.35 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地24.53ha(うち1号遊休農地15.43ha、2号遊休農地9.10ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、北益子地区、新町地区、石並地区、西明寺地区、町中心部の農地に分類される。北益子地区については、土地改良した農地で水稻、麦等、その他の農地では園芸作物・露地野菜・果樹の生産、畜産が行われている。新町地区については、昭和40年前後に土地改良した農地が大半を占め、水稻、いちご等の栽培が行われている。石並地区の土地改良済みの農地については2つの中心経営体により水稻が耕作されており、集積が進みつつある。西明寺地区については水稻はじめ露地野菜が生産されているが、担い手が不足しているほか、農地条件不利地域であるため、省力化や農産物の高付加価値化が課題となってくる。町中心部の農地については条件不利により耕作放棄地となっている農地も多く見受けられ、農地以外の活用も視野に入れ将来の方向性を考えていく必要がある。
---

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

園芸作物、果樹、露地野菜、畜産については引き続き実施していく。 土地利用型農業については、将来的に少ない担い手で耕作することが予想されるため、集積集約を進めスマート農業技術の導入により省力化を図る必要がある。また、規模拡大に伴い草刈り等の労働力の確保が必要になるため、地域全体で協力し農地を守っていきたい。 条件不利地域である西明寺地区については、歴史的建造物などの地域資源を活かした農産物のブランド化を進め、付加価値の高い農産物の販路を確保し所得の向上を図っていきたい。 耕作放棄地となっている町中心部は陶器市等で集客が見込めるため、農産物の売り場として活用するなど、地域が活性化する農地の利用方法を多角的に検討する必要がある。
--

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付を進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	25 %	将来の目標とする集積率	30 %
--------	------	-------------	------

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

主要な経営体を中心として農地中間管理機構の活用をしながら団地面積の拡大を進める。

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

計画的に集積集約を進められるよう関係者(地権者、耕作者、農業委員)を集め、集積集約に向けた話し合いを実施する。

### (2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構の活用を積極的に行う。

### (3) 基盤整備事業への取組

地域や担い手の意向を踏まえつつ、水田の大区画化、畦畔除去などの基盤整備、水利施設の再整備に取り組んでいく。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から多様な担い手を確保したい。

農地の確保から就農、その後のステップアップに合わせ、農業委員を中心に行政やJA等関係機関と連携し、継続した支援を行う。

農地だけでなく空き家の情報を地域で共有し、新規就農者の住まいを確保することにより、地域に入りやすい環境づくりに心がける。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化を図るため、はが野農業協同組合等による無人機での農薬の空中散布の作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

①山林に面している地域では鳥獣被害が多いため、防止対策は必須となる。各補助金を活用し、各農家が連携し対策を取っていく。また、狩猟免許取得者を増やし地域全体で鳥獣被害対策を講じることが必要である。

②有機農業に興味のある都市住民を呼び込み移住に繋げていきたい。

③主要な経営体の規模拡大に伴い、スマート農業技術を積極的に取り込み、省力化効率化を図りたい。

④他地域と連携した輸出を検討する。

⑤果樹栽培の省力化を図るため、スマート農業技術の導入を検討する。

⑦環境保全会がある地域は多面的機能支払交付金事業を活用し、道水路管理を行い、地域一体となり農地の環境保全を図っていく。

⑧主要な経営体の規模拡大に伴い、水田の大区画化及び農業施設の再整備も検討していく。

⑨町内の畜産農家と連携してWCS用稻、飼料用米の作付けを積極的に実施し、所得向上を図っていく。

⑩大規模な転用、地域の方向性の大きな変更があった場合は協議を行う。年1回は話し合いを実施したい。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
	別紙のとおり			ha	ha		ha	ha	
				ha	ha		ha	ha	
				ha	ha		ha	ha	
				ha	ha		ha	ha	
				ha	ha		ha	ha	
				ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	40経営体		66.23 ha	0 ha		73.28 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2. 「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業

（2）借主欄に「（）」記入して仕事代行した者に不測の事態に備えて、代り出で料金支払者を記載する欄は、

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、  
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。  
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	利用者 KA	果樹	0.03 ha	ha	果樹	0.03 ha	ha	KA	
2	利用者 T		0.85 ha	ha		0.85 ha	ha	T	
3	利用者 Z		0.59 ha	ha		0.59 ha	ha	Z	
4	利用者 IA		0.12 ha	ha		0.12 ha	ha	IA	
5	認農 M	水稻・畜産	1.68 ha	ha	水稻・畜産	1.68 ha	ha	M	
6	利用者 G	水稻	3.05 ha	ha	水稻	3.14 ha	ha	G	
7	利用者 EA	水稻	0.29 ha	ha	水稻	0.31 ha	ha	EA	
8	認農 C	水稻・いちご	5.62 ha	ha	水稻・いちご	6.71 ha	ha	C	
9	利用者 LA		0.06 ha	ha		0.02 ha	ha	LA	
10	認農 F	水稻	3.40 ha	ha	水稻	3.36 ha	ha	F	
11	利用者 S	水稻	0.87 ha	ha	水稻	0.87 ha	ha	S	
12	認農 BA	水稻	0.42 ha	ha	水稻	0.42 ha	ha	BA	
13	認農 H	水稻・麦	3.23 ha	ha	水稻・麦	3.20 ha	ha	H	
14	認農 E	水稻・野菜	4.76 ha	ha	水稻・野菜	4.76 ha	ha	E	
15	認農 A	水稻	9.13 ha	ha	水稻	10.85 ha	ha	A	
16	認農 D	水稻・果樹・畜産	5.59 ha	ha	水稻・果樹・畜産	8.01 ha	ha	D	
17	利用者 K	水稻	1.97 ha	ha	水稻	1.97 ha	ha	K	
18	利用者 N	水稻	1.50 ha	ha	水稻	1.37 ha	ha	N	
19	認農 V	水稻	0.74 ha	ha	水稻	0.74 ha	ha	V	
20	利用者 MA	水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	MA	
21	利用者 PA	水稻	0.07 ha	ha	水稻	0.07 ha	ha	PA	
22	利用者 JA	野菜	0.05 ha	ha	野菜	0.05 ha	ha	JA	
23	認農 W	水稻	1.05 ha	ha	水稻	1.20 ha	ha	W	
24	利用者 NA		0.07 ha	ha		0.07 ha	ha	NA	
25	利用者 Q	水稻	0.89 ha	ha	水稻	0.61 ha	ha	Q	
26	認農 U	麦	0.79 ha	ha	麦	0.79 ha	ha	U	
27	利用者 R	水稻	1.19 ha	ha	水稻	1.89 ha	ha	R	
28	利用者 O	水稻	1.25 ha	ha	水稻	1.20 ha	ha	O	
29	利用者 CA	水稻	0.39 ha	ha	水稻	0.39 ha	ha	CA	
30	認農 J	水稻	2.31 ha	ha	水稻	3.23 ha	ha	J	
31	利用者 HA		0.15 ha	ha		0.15 ha	ha	HA	
32	利用者 GA		0.27 ha	ha		0.27 ha	ha	GA	
33	認農 P	水稻	1.10 ha	ha	水稻	1.32 ha	ha	P	
34	利用者 L	水稻	1.69 ha	ha	水稻	1.84 ha	ha	L	
35	認農 Y	水稻	0.59 ha	ha	水稻	0.59 ha	ha	Y	
36	利用者 OA	水稻	0.59 ha	ha	水稻	0.59 ha	ha	OA	
37	認農 DA	水稻	0.36 ha	ha	水稻	0.36 ha	ha	DA	
38	利用者 X	水稻	0.63 ha	ha	水稻	0.63 ha	ha	X	
39	認農 B	水稻・野菜	6.46 ha	ha	水稻・野菜	6.60 ha	ha	B	
40	利用者 I	水稻	2.35 ha	ha	水稻	2.35 ha	ha	I	
41			ha	ha		ha	ha		
42			ha	ha		ha	ha		
43			ha	ha		ha	ha		
44			ha	ha		ha	ha		
45			ha	ha		ha	ha		
46			ha	ha		ha	ha		
47			ha	ha		ha	ha		
48			ha	ha		ha	ha		
49			ha	ha		ha	ha		
50			ha	ha		ha	ha		
51			ha	ha		ha	ha		
52			ha	ha		ha	ha		
53			ha	ha		ha	ha		
54			ha	ha		ha	ha		
55			ha	ha		ha	ha		
56			ha	ha		ha	ha		
57			ha	ha		ha	ha		
58			ha	ha		ha	ha		
59			ha	ha		ha	ha		
60			ha	ha		ha	ha		
61			ha	ha		ha	ha		
62			ha	ha		ha	ha		
63			ha	ha		ha	ha		